

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【公表番号】特表2008-518691(P2008-518691A)

【公表日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2008-022

【出願番号】特願2007-539361(P2007-539361)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 0 5 B

A 6 1 M 25/00 4 0 5 H

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月3日(2008.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外科用カテーテルであって、

近位端および遠位端を有しあつ長手方向軸を規定する細長カテーテル本体であって、該カテーテル本体は、第一の軸方向の管腔および第二の軸方向の管腔を有する、細長カテーテル本体；

第一のスタイルット部材であって、該第一のスタイルット部材は、該第一の軸方向の管腔内に延び、そして該第一の軸方向の管腔に対してスライド移動可能であり、該第一のスタイルット部材は、該カテーテル本体を越えて延びる遠位部分を備え、該第一のスタイルット部材の該遠位部分は、部材管腔を規定し、ガイドワイヤの受容および通過のための該部材管腔と連絡する第一および第二の開口部を有する、第一のスタイルット部材；ならびに

第二のスタイルット部材であって、該第二のスタイルット部材は、該第二の管腔内に延び、そして該第二の管腔に対してスライド移動可能であり、該第二のスタイルット部材は、該カテーテル本体の該遠位端を越えて延びる、第二のスタイルット部材、を備える、カテーテル。

【請求項2】

前記第二のスタイルット部材が、前記第一のスタイルット部材の部材管腔から出るガイドワイヤの受容および通過のための通路を規定する、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項3】

前記第一のスタイルット部材と前記第二のスタイルット部材とが、前記カテーテル本体の前記遠位端からテープ状の構成で延びる、請求項2に記載のカテーテル。

【請求項4】

前記第一のスタイルット部材の前記遠位部分が、前記第二のスタイルット部材を越えて遠位方向に延びる、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項5】

前記第二のスタイルット部材が、前記カテーテル本体を越えて延びる遠位部分を備え、該第二のスタイルット部材の該遠位部分は、部材管腔を規定し、前記第一のスタイルット部材の前記遠位部分から出るガイドワイヤの受容および通過のための該部材管腔と連絡す

る第一および第二の軸方向の間隔を空けた開口部を有する、請求項4に記載のカテーテル。
。

【請求項6】

前記カテーテル本体が、前記第二のスタイルット部材の前記遠位部分からなる前記ガイドワイヤの受容および通過のための第三の管腔を備える、請求項5に記載のカテーテル。

【請求項7】

前記第一のスタイルット部材の前記遠位部分の前記部材管腔を通る通過および前記第二のスタイルット部材の通過のために適合されたガイドワイヤを備える、請求項2に記載のカテーテル。

【請求項8】

前記第一のスタイルット部材および第二のスタイルット部材のうちの少なくとも一方が、前記ガイドワイヤの外径より小さい内径を有し、そして該ガイドワイヤが該少なくとも一方のスタイルット部材に挿入される場合、該内径が拡張して該ガイドワイヤを収容する、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項9】

前記第一のスタイルット部材が、前記第一の管腔の内径と実質的に等しい外径を有し、そして前記第二のスタイルット部材が、前記第二の管腔の内径と実質的に等しい外径を有する、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項10】

前記第二のスタイルット部材が、前記カテーテル本体を超えて延びる遠位部分を備え、該第二のスタイルット部材が、前記第一のスタイルット部材の前記部材管腔内で少なくとも部分的に受容されるように適合されている。

【請求項11】

前記カテーテル本体が、該カテーテル本体の遠位端に隣接したテーパ状の先端を備える、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項12】

前記テーパ状の先端が、前記カテーテル本体の近位部分のデュロメータより大きいデュロメータを有する材料から構成されている、請求項12に記載のカテーテル。